

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 9 国際的取組に係る施策

-9-(1) (1)地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保

(目標) 環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。

(下位目標)

1. 貿易と環境の相互支持性を強化する。
2. 持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。
3. 人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策などについて調査・検討し、砂漠化対策条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。
4. 「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処理及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。
5. アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。
6. アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクトを推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。
7. IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、IGES(地球環境戦略研究機関)のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。

(事務事業)

- ア. 地球環境保全に関する政策の国際的な連携の確保
- イ. 調査研究、監視・観測等に係る国際的な貢献と連携の確保

-9-(2) (2)開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力

(目標) 開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。

(下位目標)

1. 開発途上地域の環境の保全へ協力する。
2. 地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。
3. 国際協力の実施等にあたっての環境配慮を行う。
4. 国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。

(事務事業)

- ア. 開発途上地域の環境の保全への協力
- イ. 地方公共団体又は民間団体等による活動の推進
- ウ. 国際協力の実施等にあたっての環境配慮
- エ. 国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備